

予定建築物等 開発区域の面積	住宅系建築物	住宅系建築物 以外の建築物	特定工作物
0. 1ヘクタール未満	4メートル	4メートル	6メートル
0. 1ヘクタール以上 0. 3ヘクタール未満	4メートル	6メートル	6メートル
0. 3ヘクタール未満 0. 6ヘクタール未満	—	6メートル	6メートル
0. 6ヘクタール以上 1ヘクタール未満	—	6メートル	—
1ヘクタール以上 5ヘクタール未満	—	—	—
5ヘクタール以上	9メートル	12メートル	12メートル

- 4 令第25条第4号に規定する車両の通行に支障がない道路は、開発区域の面積及び予定建築物等に応じて4メートルから6メートルまでの範囲内で規則で定める幅員以上の道路とする。
- 5 第1項及び第2項に規定する2号道路の1路線の延長の測定方法については、規則で定める。
- 6 2号道路及び4号道路の幅員については、前各項に定めるもののほか、規則で定める。

(街角の切取りの長さ等に関する基準)

基準条例第4条 都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号。以下「省令」という。）第24条第6号に規定する歩道のない道路が同一平面で交差し、若しくは接続する箇所（歩道のない既存の道路が同一平面で交差し、又は接続する箇所、当該箇所が開発区域内に存する場合又は開発区域に接する場合を含む。）又は歩道のない道路のまがりかど（歩道のない既存の道路のまがりかどで、当該まがりかどが開発区域内に存する場合又は開発区域に接する場合を含む。）における街角を切り取るによりできるすみ切りの長さの最低限度については、3メートルから5メートルまでの範囲内で規則で定める長さとする。

- 2 前項のまがりかどは、できるだけ直角に近い角度とするよう努めるものとする。

(公園に関する基準)

基準条例第5条 予定建築物等が住宅系建築物である場合において、令第25条第6号の規定により設置すべき施設は、公園とする。

- 2 前項及び令第25条第7号の規定により設置すべき公園の面積の合計は、当該開発区域面積の6パーセント以上の面積とする。ただし、市長が認めた場合は、この限りでない。

(がけ面の保護に関する基準)

基準条例第6条 省令第23条の規定は、切土をした土地又は切土と盛土とを同時にした土地の部分に生じる高さが1メートルを超え2メートル以下のがけのがけ面について準用する。

さいたま市都市計画法に基づく開発許可の基準に関する条例施行規則

(平成21年さいたま市条例第69号)

(趣旨)

条例規則第1条 (略)

(道路の幅員)

条例規則第2条 条例第3条第4項の規則で定める幅員は、次の表に定めるとおりとする。

予定建築物等 開発区域の面積	住宅系建築物	住宅系建築物 以外の建築物	特定工作物
0.1ヘクタール未満	4メートル	4メートル	6メートル
0.1ヘクタール以上 0.3ヘクタール未満	4メートル	6メートル	6メートル
0.3ヘクタール以上 0.6ヘクタール未満	6メートル	6メートル	6メートル
0.6ヘクタール以上 1ヘクタール未満	6メートル	6メートル	—
1ヘクタール以上 5ヘクタール未満	6メートル	—	—

(道路の延長の測定等)

条例規則第3条 条例第3条第5項の規則で定める測定方法は、開発区域内からの車両の主な出入口となる2号道路と4号道路が接続する箇所における中心点を起点とし、当該2号道路と当該4号道路又は当該4号道路以外の4号道路が接続する箇所における中心点(起点を除く。)を終点とし、それぞれを結ぶ1路線の道路(以下「主要な道路」という。)の中心を通る線の延長を測定したものとする。

2 主要な道路以外の2号道路の延長の測定方法は、当該2号道路の両端がほかの道路と接続する箇所における中心点をそれぞれ起点又は終点とし、それぞれを結ぶ1路線の道路の中心を通る線の延長を測定したものとする。

3 前2項に規定する2号道路の延長は、各路線が重複しないように測定するものとする。

4 2号道路のうち予定建築物等の敷地が接する既存道路又は4号道路の幅員は、当該道路以外の道路と接続する部分から開発区域が接しているすべての部分までの幅員が都市計画法施行令(昭和44年政令第158号)第25条第2号又は条例第3条第3項に規定する幅員(以下「規定幅員」という。)以上となっていることとする。

5 前項の規定にかかわらず、2号道路のうち予定建築物等の敷地が接する既存道路又は4号道路で規定幅員が6メートル以上のものが開発区域に接しない部分において、当該道路の幅員が規定幅員の9割以上かつ当該道路の規定幅員を満たさない部分の延長の合計が35メートル以下である場合又は交通量が分散できる交差点から先の道路2路線以上の道路の幅員が規定幅員の9割以上である場合は、規定幅員を満たすものとする。